## 融資関係手数料一覧表

単 位

担保の変更追加、極度減額

担保差替え、順位変更等 開発行為許可申請の同意等

1契約

1契約

1契約

1契約

1契約

## 1. 不動産担保事務取扱手数料

担保設定額

10百万円以上20百万円未満

20百万円以上30百万円未満

30百万円以上50百万円未満

担保に関するすべての変更

担保物件に関する各種同意等

10百万円未満

50百万円以上

手 数 料	摘要
11,000	・事業資金・消費資金(住宅ローン除
22,000	く)が対象となります。また、アパー
33,000	ト・マンションローンも含みます。
44,000	・当金庫定款に定める地区外物件取
55,000	得の場合、左記手数料とは別途、 現地調査のために要する交通費
11,000	(実費:JR運賃等公共交通機関利用基準)をいただきます。

(単位:円)

- \*上記手数料は消費税を含みます。
- (1)新規設定、極度増額について
- ・共同担保の場合は、1契約として取扱いします。
- 「担保権を譲り受ける」場合は、新規設定として取扱いします。
- 「極度の増額」は、増額部分に対して手数料がかかります。
- 「極度の増額」を伴わない出来上がり担保の場合、手数料はかかりません。□□□

5,500

- ・また、アパート・マンションローン等の新規契約で、当金庫にすでに設定されている根 抵当をご利用される場合も手数料はかかりません。
- (2)担保に関するすべての変更について
- ・不動産担保に関するすべての変更は、標記手数料がかかります。
- ・不動産担保に関するすべての変更とは、お客さまの申し出等による「追加設定」、口「極度の減額」、「担保差替え」、「一部解除」、「被担保債権の変更」、「債務者の変更」、「担保権の譲渡」等が該当します。「全部解除」については該当しません。
- ・事業資金で「追加設定」と「極度の増額」が重複した場合、「極度の増額」に対しての 手数料がかかります。
- ・事業資金以外の消費資金で、「追加設定」と「極度の増額」が重複した場合、変更手数料がかかります。

## 2. 根)抵当権解除証書及び委任状等の紛失による再発行手数料

・担保権1設定ごとにつき、「2, 200円(消費税含む)」 (ただし、住宅金融支援機構は除く)

## 3. ABL(動產·債権担保)事務取扱手数料

・譲渡担保設定契約1件につき、「55,000円(消費税含む)」 (譲渡担保登記の有無を問わない)

